

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について
～緊急自動車関係～

1. 背景

政府は、平成 20 年 6 月 2 日から 30 日までを「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」として、地方公共団体、民間企業等から、構造改革特区における規制の特例措置について提案・要望を受け付けました。

その提案の中に、特定疾患の患者に対し、緊急で長距離の訪問診療を行う必要がある場合に、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を緊急自動車の指定対象として追加することが含まれており、関係省庁とともに国土交通省において対応を検討しました。

その結果、本件提案にあるような自動車を緊急自動車として追加することについて必要性が認められることから、平成 20 年度中に必要な措置を行うこととする旨「構造改革特区の第 13 次提案等に対する政府の対応方針」において決定されたところであります。

なお、同方針を踏まえ、警察庁においても道路交通法施行令の一部を改正する政令案について 12 月 5 日からパブリックコメントを実施しています。

2. 概要

在宅の終末期の傷病者に対して緩和医療を行う医師の派遣を緊急走行により行うことを可能とするために、医療機関が当該傷病者に対して必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）上で緊急自動車である救急自動車として取り扱われるところですが、その車色は白色に限定しないこととします。なお、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができる警光灯及びサイレンを備える必要があります。

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示 619 号）第 75 条第 1 項第 3 号、第 153 条第 1 項第 3 号及び第 231 条第 1 項第 3 号関係

3. スケジュール

平成 21 年 3 月中	公布
平成 21 年 4 月 1 日	施行（予定）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について
～色度測定器判定方法関係～

1. 背景

自動車に備える制動灯等の灯光の色については、他の交通等に注意を喚起するために重要な役割を担っていることから、灯火器ごとに「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に規定され、検査の際には目視により確認を行っているところです。

しかしながら、使用過程車等の中には、灯火器や光源を変更し、灯光の色を保安基準不適合状態とする改造が後を絶たず、これについての基準適合性審査をより厳密に行うことが必要となっていることから、灯光の色を定量的に測定できる色度測定器を使用した場合の測定方法や判定基準等を定めることとします。

2. 概要

使用過程車^{※1}又は新たに運行の用に供しようとする非認証車^{※2}に備える橙色灯火器（車幅灯、側方灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯及び緊急制動表示灯）及び赤色灯火器（側方灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯及び緊急制動表示灯）の灯光の色について、色度測定器により測定を行う場合の測定機器、測定条件、測定方法、判定基準を規定します。

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 123 条、第 126 条、第 128 条から第 131 条まで、第 134 条、第 137 条、第 201 条、第 204 条、第 206 条から第 209 条まで、第 212 条、第 215 条及び別添 94 関係

※1 使用過程車とは、既に運行の用に供している自動車をいう。

※2 非認証車とは、型式認証（型式指定、新型届出又は輸入自動車特別取扱）を受けない自動車をいう。

3. スケジュール

平成 21 年 3 月中	公布
平成 21 年 4 月 1 日	施行（予定）